様式１

**低炭素建築物新築等計画(変更)認定申請　添付図書一覧表**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請に必要な図書 | 添付図書チェック欄 |
| 適合証あり | 設計住宅性能評価書あり | その他 |
| 共通図書 |
|  | 設計内容説明書 |  |  |  |
| 付近見取図 |  |  |  |
| 配置図 |  |  |  |
| 仕様書（仕上げ表を含む。） |  |  |  |
| 各階平面図 |  |  |  |
| 床面積求積図 |  |  |  |
| 用途別床面積表 |  |  |  |
| 立面図 |  |  |  |
| 断面図又は矩計図 |  |  |  |
| 各部詳細図 |  |  |  |
| 各種計算書 |  |  |  |
| その他確認に必要な書類（　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| 設備機器関係（住宅） |
|  | 機器表 |  |  |  |
| 設備機器関係（非住宅） |
|  | 機器表 |  |  |  |
| 仕様書（昇降機） |  |
| 系統図 |  |
| 各階平面図 |  |
| 制御図 |  |
| 所管行政庁が必要と認める図書 |
|  | 登録省エネ判定機関等が交付した適合証 |  |  |  |
| 住宅型式性能認定書又は型式住宅部分等製造者認証書等 |  |  |  |
| 添付図書一覧表 |  |  |  |
| 手数料算定表 |  |  |  |
| 設計住宅性能評価書の写し　＜注１＞ |
|  | 断熱等性能等級　　　　　　等級５,６,７ |  |  |  |
|  | 一次エネルギー消費量等級　等級６ |  |  |
| 都市の緑地の保全に配慮していることを証する図書（許可書、届出書等の写し）　＜注２＞* 以下に掲げるものに該当する場合、□にチェック ⇒ 許可書･届出書等の添付必要
* 以下に掲げるものに該当しない場合、チェック欄に「該当なし」を記入
 |
|  | □　緑地保全地域　　□　特別緑地保全地区□　緑化地域　　□　緑地協定　　□　生産緑地地区□　建築協定　　□　環境緑地保全普通地区□　市街化区域内の大規模建築物（兵庫県環境条例）□　開発事業の施行に係る緑地の整備（住環境整備条例）□　工場緑化（環境をまもる条例） |  |  |  |
| 建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合 |
|  | 建築基準法第６条第１項の規定による確認の申請書等 |  |  |  |
| 委任状　＜注３＞ |  |  |  |

【認定できる区域であることの確認欄】

　　下の内容を確認のうえ、右欄の□にチェックすること。

|  |  |
| --- | --- |
| ・市街化区域・区域区分が定められていない都市計画区域のうち、用途地域・都市施設である緑地でない区域 | * 認定申請に係る建築物敷地が左記の区域内に存する事を確認済
 |

＜注１＞　設計住宅性能評価書について

（尼崎市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務処理要領（以下、「市要領」という。）抜粋）

（所管行政庁が必要と認める図書）

第６条　省令第４１条第１項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる図書とする。

⑴　登録省エネ判定機関等による事前審査を受けた新築等計画の認定の申請にあっては、尼崎市手数料条例等施行規則（平成１２年尼崎市規則第２１号）第２条第１項各号のいずれかに定める書面又は同条第２項に定める書面（以下「適合証等」という。）

（尼崎市手数料条例等施行規則抜粋）

（申請書の添付書類）

第３条　建築物等手数料条例別表第８第１項の表の右欄Ａの規則で定める書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

　　⑴～⑶　略

２　建築物等手数料条例別表第8第1項の表備考1の規則で定めるものは、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下「設計住宅性能評価書」という。)であって、建築物の全体について日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」という。)に規定する断熱等性能等級(以下「断熱等性能等級」という。)が5から7までのいずれかである旨及び表示基準に規定する一次エネルギー消費量等級(以下「一次エネルギー消費量等級」という。)が6である旨の評価がされているものとする。

＜注２＞　都市の緑地の保全への配慮について（市要領抜粋）

（認定基準）

第２条　新築等計画は、法第５４条第１項各号に掲げる認定基準（以下「新築等計画認定基準」という。）に適合しなければならない。

２　法第３条第１項に基づく都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成２４年経済産業省・国土交通省・環境省告示第１１８号。以下「基準告示」という。）４⑵③に規定する都市の緑地の保全に配慮されたものの認定基準は、次の各号に定めるものとする。ただし、市長が都市の緑地の保全上支障がないと認めたときは、この限りでない。

⑴　次に掲げる区域内にあるものにあっては、当該各区域に係る緑地の保全に関する制限の内容に適合しない場合は、認定しない。

ア　都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第５条に規定する緑地保全地域

イ　都市緑地法第１２条に規定する特別緑地保全地区

ウ　都市緑地法第３４条に規定する緑化地域

エ　都市緑地法第４５条第２項第１号に規定する緑地協定区域

オ　生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第３条に規定する生産緑地地区

カ　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７０条に規定する建築協定区域

キ　環境の保全と創造に関する条例（平成７年兵庫県条例第２８号。以下「兵庫県環境条例」という。）第９７条に規定する環境緑地保全普通地区環境の保全と創造に関する条例（平成７年兵庫県条例第２８号。以下「兵庫県環境条例」という。）第９７条に規定する環境緑地保全普通地区

⑵　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７条第１項に規定する市街化区域内にあるものにあっては、兵庫県環境条例第１１８条の２第１項に規定する建築物及びその敷地の緑化基準に適合しない場合は、認定しない。

⑶　都市計画法第１１条第１項第２号に規定する緑地の区域内にあるものは、認定しない。

⑷　尼崎市住環境整備条例（昭和５９年尼崎市条例第４４号）第１６条第１項の規定により同項第３号に規定する緑地の整備を行う開発事業にあっては、同項に規定する規則で定める基準（緑地に関するものに限る。）に適合しない場合は、認定しない。

⑸　尼崎市の環境をまもる条例（平成１２年尼崎市条例第５１号）第７４条第１項に規定する規則で定める面積以上の敷地にあっては、同項に規定する規則で定めるところによる緑化が図られない場合は、認定しない。

３　前項第１号及び第２号の基準の適用は、届出等が必要な建築物に限る。

＜注３＞　委任状について

申請者から委任を受けた方が申請を行う場合に限り必要です。

なお、委任を受けたものの所属する事務所名（電話番号を含む）、事務所の別（行政書士事務所、一級建築士事務所等）、代理者の氏名及び身分（行政書士、一級建築士等）を記入してください。

＜注４＞　申請図書の必要部数

認定申請に必要な部数は正本１部、副本１部（適合証等を添付しない場合は２部）です。

また、変更認定申請の場合は変更内容が分かる図書を添付し、前回の認定通知書又はその写し

（適合証等を添付しない場合は２部）を添えて提出してください。

なお、建築基準関係規定に関する審査をあわせて申し出る場合は、建築基準法第６条第１項に規定する図書等（構造計算適合性判定が必要な場合はその適合判定通知書又はその写しを含む）の正本１部、副本２部をあわせて提出してください。